

平成30年度指定障害福祉サービス事業者等の制度改正及び報酬改定に係る事業者等説明会 Q & A

(平成30年5月21日)

NO	サービス種類	質問項目	内容	回答
1	共通	体制届	<p>☆体制届様式①の別紙1(その1) 指定管理者制度適用区分 サービス管理責任者配置等 とは 何ですか? 該当or非該当とは??</p>	<p>指定管理者制度適用区分 県又は市町村が設置した施設について指定管理者制度に基づき社会福祉法人等が運営を受託している場合に該当となる。 サービス管理責任者等 共生型サービス事業所が、サービス管理責任者を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして、都道府県等に届けた場合に算定できる。地域に貢献する活動は、多世代との関わりを持つためのものとするよう努めていただく。</p>
2	共通	身体拘束廃止未実施減算	<p>身体拘束の記録の書式はあるか。 記録は毎日必要か。 例えば、業務日誌に項目を作成し、拘束があった場合は内容を記載し、ない場合は「なし」という形式でもよいのか。</p>	<p>身体拘束の記録の書式はない。また、身体拘束がなかった場合記録する必要はない。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」には緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしてはならないとされている。さらに、やむを得ず身体拘束をおこなう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないとされている。身体拘束についての詳細は、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引」平成29年3月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室を参照していただきたい。</p>
3	短期入所	福祉型強化短期入所サービス費について	<p>医療的ケアが必要な利用者のみ算定が可能なのか、医療的なケアが必要な利用者を受け入れている期間はその他の利用者もこのサービス費を算定してよいのか。</p>	<p>福祉型強化短期入所サービス費については、18歳以上の区分1以上、もしくは障害児で障害児支援区分に該当し、告示第556号告示の別表に掲げる状態のいずれかに該当する者等を支援するために事業所に看護師を常勤で1以上配置する場合は利用者全員について福祉型強化短期入所サービス費を算定する。</p>
4	自立生活援助	対象者	<p>これまで母親と二人暮らしであった利用者が、母親が老人施設へ入居したことにより一人暮らしになってしまい、無断欠勤した際には、電話がないため自宅を訪問したり、必要に応じて生活状況を本人への聞き取りによって確認しております。(金銭管理の甘さ、食生活の偏りから強度の貧血により入院歴有)本人がグループホームへの入居を拒否していることから、今後、当面は相談支援事業所と連携を図りながら、上記のような支援が続くものと思われませんが、この制度の対象となるのでしょうか。</p>	<p>現に地域で生活をしていたり、家族と同居していても、その支援が期待できない場合の「自立生活援助による支援が必要なもの」は障害者の状態や生活環境等を踏まえ判断することになる。個別具体の利用者についてのご相談は、支給決定の市町村に確認されたい。</p>
5	自立生活援助	職員配置	<p>地域生活支援員とサビ管となっていますが、地域生活支援員の要件はありますか。</p>	<p>要件はない。</p>
6	自立生活援助	兼務関係	<p>サビ管や地域生活支援員は、兼務は可能でしょうか。また地域生活支援員は日中の作業支援現場の配置についても可能でしょうか。</p>	<p>サービス管理責任者の兼務については、指定療養介護のサービス管理責任者の兼務についてと同趣旨のため、確認されたい。また、サービス管理責任者が地域生活支援員を兼務することはできない。地域生活支援員が日中サービスの事業所の従業者を兼務することは、業務に支障のない範囲でできる。</p>
7	就労定着支援	兼務について	<p>就労定着支援員は就労支援員と兼務が可能でしょうか。</p>	<p>一体的に運営している事業所に配置されている常勤の直接処遇に係る職員は業務に支障がなければ可能だが、この場合兼務を行う就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間には参入できない。</p>
8	就労定着支援	兼務について	<p>多機能型事業所の場合、サビ管は、一体的な人数の範囲であれば、兼務可能でしょうか。</p>	<p>業務に支障がなければ可能。</p>
9	就労定着支援	兼務について	<p>就労定着率の算定で、過去3年間の就労定着支援の総利用者数・・・というの、施設の利用定員の総数でしょうか。それとも過去3年間で就労した人の総数でしょうか。</p>	<p>過去3年間に就労定着支援を利用した総数であるが、新規の指定を受ける場合は、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に一般就労したものの総数となる。</p>

10	サービス管理責任者研修	更新研修	現在、サビ管業務を行っているもの（旧体系研修受講者）は、平成35年度末までに更新研修のみを受講すればよいのでしょうか。	お見込みのとおり。
11	サービス管理責任者研修	実践研修	旧体系研修受講者で、ここ数年はサビ管業務を行っていないが、平成31年度よりサビ管に従事する予定のものは、平成30年度中に実践研修のみを受ける必要があるのでしょうか。	実践研修を含む新たな研修体系の施行については、平成31年度からの予定となっているため平成30年度中の実践研修の実施はありません。
12	日中サービス支援型 共同生活援助	指定基準	この4月より、共同生活住居が8住居になり、うち4住居は併設型短期入所があります。「日中サービス支援型共同生活援助」は短期入所が必要ですが、現状でその必置の要件はクリアされていると理解してよいのでしょうか。	運営に関する基準のうちの指定短期入所の併設については満たしている。
13	日中サービス支援型 共同生活援助	指定基準	新類型を選択する場合、事業所全体を新類型とするのでしょうか。それとも短期入所を併設している4住居が新類型、残り4住居は介護サービス包括型という括りになるのでしょうか。	短期入所は住居ごとに併置ではないため、1事業所ごとに指定短期入所が併設されていればよい。事業所全体を日中サービス支援型とするのであれば、8住居とも日中サービス支援型の人員配置が適用される。
14	日中サービス支援型 共同生活援助	指定基準	勤務形態一覧への記載について、新類型と包括型それぞれで一覧を作成するのでしょうか。従前のように事業所全体で作成するのでしょうか。	一事業所として日中支援型、包括型、外部利用型のいずれかの類型で指定を受けるため、混在することはあり得ない。事業所全体で作成された勤務形態一覧及び住居ごとの勤務形態一覧（複数住居の場合）で基準等を満たすか確認することになる。
15	日中活動系サービス共通	体験利用支援加算	体験利用支援加算は、就労移行支援・就労継続支援B型も適用されるということなのか。地域生活支援拠点の加算と違うということなのか。	障害福祉サービスの体験利用支援加算は指定障害者支援施設等における利用者が指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に算定できる加算である。そのため、日中活動系サービスのみの指定障害福祉サービス事業所では算定できない。なお、本加算を算定している指定障害者支援施設等で地域生活支援拠点等に該当する場合は所定単位数にさらに50単位算定することができる。
16	日中活動系サービス共通	体験利用加算	他施設を利用の方や在宅の方が事業所を体験し、その後正式契約になるケースがあるが、この加算はこの様なケース時の体験利用の際に適用されるものか？その場合、体験利用時の本人記録を残せばいいのか？	「障害福祉サービスの体験利用支援加算」は、指定障害者支援施設等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に算定できる加算であるため、ご質問のケースについては算定できない。
17	就労移行支援	基本報酬	当該年度の前年度中に、就職6ヶ月経過した方のみの人数で定着率をだすということによろしいのか。定着支援同様、6ヶ月～3年未満の定着率という認識だと間違えということか。単年計算だと大幅減算になる。	就労移行支援の基本報酬は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合（当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合をいう。）に応じて算定する。
18	就労移行支援	通勤のための訓練実施	運営規程に定めるのは、就労移行支援全事業所が対象となるということか	お見込みのとおり。
19	就労移行支援	通勤のための訓練実施	『平成30年度制度改正及び報酬改定事業者説明会資料』P54の就労移行支援⑤で、「通勤のための訓練の実施」の所ですが、視覚障害の方に特化してではなく、事業所として、全ての利用者に対し、通勤訓練（必要に応じて）を実施する旨を、運営規程に定める必要があるということか。	お見込みのとおり。